

東京都市計画地区計画の変更（東京都決定）

都市計画汐留地区地区計画を次のように変更する。

名 称	汐留地区地区計画
位 置	港区東新橋一丁目、東新橋二丁目及び海岸一丁目各地内
面 積	約 2 5 . 1 h a
地区計画の目標	<p>汐留地区は都心部に位置し、都心と臨海部を結ぶ重要な交通の結節点である。このため、大規模な土地利用の転換を図り、周辺地区と一体となった都市基盤施設の整備を進め、世界都市東京にふさわしい業務、商業、文化、居住等の施設建設を誘導する拠点として、交通結節空間並びに多機能都市空間の形成をめざした土地の高度利用と都市機能の更新を図る。</p>
区域の整備、開発及び保全に関する方針	<p>公共施設等の整備の方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 道路については、円滑な交通処理を図るとともに、スーパーブロックによる街区形状を形成するように配置する。</li> <li>② 地下歩行者通路、地下車路、共同溝等を有機的、一体的に整備し、地下空間の有効活用を図る。</li> <li>③ 街区間を連絡する歩行者デッキを整備するとともに銀座側、浜松町駅側と当地区との円滑な連絡に配慮する。</li> <li>④ 地下歩行者空間の連続性及び地下と地上との円滑な連絡を図るとともに、地下歩行者路と一体となったサンクン広場を整備する。</li> <li>⑤ 浜松町駅周辺に、自動車交通の円滑な処理を図る広場を整備する。</li> <li>⑥ 浜離宮の景観に配慮した緑のネットワークを整備する。</li> <li>⑦ 歩行者デッキとの連続性に配慮しつつ、歩行者連絡通路を整備し、地区内及び地区外との円滑な連絡を図る歩行者ネットワークの形成を図る。</li> <li>⑧ 復元駅舎の景観を保全するとともに、復元駅舎への来訪者の利用及び銀座側と当地区との円滑な連絡に配慮した広場を整備する。</li> <li>⑨ 公園と広場を一体的に整備し、緑と潤いのある環境を整備する。</li> <li>⑩ 地下鉄大江戸線とゆりかもめの交通結節点に来訪者の利便性向上のため広場を整備する。</li> <li>⑪ 歩行者デッキ、広場と緑道との連続性を確保し、地区内の円滑な歩行者ネットワークを形成するため、歩行者連絡通路を整備する。</li> </ol>
	<p>建築物等の整備の方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 土地利用の基本方針で定めた位置と機能に応じ、容積率の最高限度を指定することにより、街区特性に応じた都市空間を形成する。</li> <li>② 建築物群によるスカイラインは、銀座側と浜松町駅側街区群を高くし、中央部の浜離宮庭園沿い街区を低くして建築物を配置する。</li> </ol>

区域の整備 開発及び 保全に関する方針	建築物等の整備の方針		<p>③ 安全で快適なオープンスペース並びに歩行者空間を確保するため、壁面の位置の制限を行う。</p> <p>④ 街路環境の開放性や街路沿い環境の快適性を確保するため、街区間の連絡を図り、かつ地区内の骨格的な歩行者空間をなす歩行者デッキ等を整備する。</p> <p>⑤ 浜離宮と調和した都市景観の形成を図る。</p> <p>⑥ 駐車施設については、地区全体の交通状況を勘案して適性な規模を整備し、また、地下車路との連絡を含め出入口を適切に配置する。</p>		
	位置	港区東新橋一丁目、東新橋二丁目及び海岸一丁目各地内			
再 開 発 等 促 進 区	面積	約25.1ha			
	土地利用に関する基本方針	<p>都心部の機能更新を促進する業務、商業、文化、居住等の諸機能を備えた複合市街地として形成するため、土地利用の基本方針を以下のように定める。</p> <p>① A、B、C街区は業務・商業系複合ゾーンとして、東京の国際化に寄与する業務機能、中心的な商業機能等を主体とした高度利用を図る。</p> <p>② D北1、D北2、D北3街区及びE街区は文化・交流系複合ゾーンとして、当地区の立地条件を考慮して、ホテル、商業、展示、余暇、文化機能等の複合した利用を図る。</p> <p>③ D南街区及びH街区は都心居住を推進する居住ゾーンとして、公園街区との連携を図りながら居住機能を中心とした利用を図る。</p> <p>④ I-1街区は業務・商業複合ゾーンとして、浜松町駅前の立地条件を生かして、業務機能等の複合した利用を図る。I-2街区は居住機能を含む業務系複合ゾーンとして、住宅を含む業務機能等の複合した利用を図る。</p>			
	主要な公共施設の 配置及び規模	種類	名称	面積	備考
			広場	広場1	約1,500㎡
		広場2		約1,800㎡	サンクン広場
		広場3		約1,400㎡	サンクン広場
		広場4		約840㎡	一部地下部分(約340㎡)を含む広場
その他の 公共空地		歩行者通路1	約2,000㎡	歩行者デッキ	
		歩行者通路2	約2,400㎡	歩行者デッキ	

再開発等促進区	主要な公共施設の配置及び規模	その他の公共空地	歩行者通路 3		約 1,500 m <sup>2</sup>		
			歩行者通路 4		約 800 m <sup>2</sup>	歩行者デッキ	
			歩行者通路 5		約 1,350 m <sup>2</sup>	歩行者デッキ、階段及び一部地表部分の空地	
			緑道 1		約 2,400 m <sup>2</sup>		
			緑道 2		約 1,200 m <sup>2</sup>		
地区整備計画	位置		港区東新橋一丁目、東新橋二丁目及び海岸一丁目各地内				
	面積		約 23.1 ha				
	地区施設の配置及び規模	種類	名称	面積	幅員	延長	備考
		道路	区画道路	—	16 m	約 120 m	
		公園	公園	約 3,660 m <sup>2</sup>	—	—	
		広場	地区広場 1	約 900 m <sup>2</sup>	—	—	
			地区広場 2	約 2,300 m <sup>2</sup>	—	—	
			地区広場 3	約 2,300 m <sup>2</sup>	—	—	
			地区広場 4	約 670 m <sup>2</sup>	—	—	一部地下部分を含む。
		その他の公共空地	歩行者連絡通路 1	—	4 m	約 80 m	デッキレベルで整備。一部地表部分の空地、階段を含む。
歩行者連絡通路 2	—		4 m	約 100 m	デッキレベルで整備。一部地表部分の空地、階段を含む。		

地区施設の配置 及び規模	その他の 公共空地	歩行者連絡通路 3	—	4 m	約 1 3 0 m	デッキレベルで整備。 一部地表部分の空地、 階段を含む。
		歩行者連絡通路 4	—	6 m	約 1 8 0 m	
		歩行者連絡通路 5	—	6 m	約 6 0 m	
		歩行者連絡通路 6	—	4 m	約 1 7 0 m	
		歩行者連絡通路 7	—	6 m	約 1 2 0 m	
		緑地	約 5 9 0 m <sup>2</sup>	—	—	
地区整備計画	地区の区分	名 称	A 街区	B 街区	C 街区	
		面 積	約 2. 9 h a	約 2. 9 h a	約 2. 8 h a	
	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げるものは建築してはならない。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 1 項第 2 号から第 5 号に掲げる風俗営業及び第 6 項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業に供する建築物</p> <p>(2) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に掲げる学校</p> <p>(3) 医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 1 条の 5 に掲げる病院</p> <p>(4) 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 7 条に掲げる児童福祉施設</p> <p>(5) 老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）第 5 条の 3 に掲げる老人福祉施設</p>				
	建築物の容積率の最高 限度	1 0 分の 1 2 0 ただし、地域冷暖房施設の用に供 する部分は除く。	1 0 分の 1 2 0	1 0 分の 1 2 0	1 0 分の 1 2 0 ただし、地域冷暖房施設の用に供す る部分は除く。	
	建築物の容積率の最低 限度	1 0 分の 8 0				
建築物の敷地面積の最 低限度	5, 0 0 0 m <sup>2</sup>					

地区整備計画  
建築物等に関する事項

壁面の位置の制限		<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱は計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。</p> <p>ただし、次の各号の一に該当する建築物はこの限りではない。</p> <p>(1) 歩行者通路1の下の部分</p> <p>(2) 歩行者連絡通路1及びその下の部分</p> <p>(3) 広場1の上部に位置する歩行者通路1の部分</p> <p>(4) 道路上に設けられた横断歩道橋又は歩行者デッキと接続する歩行者デッキその他これらに類する用途に供する建築物の部分</p> <p>(5) 道路と接続する歩行者用の通路及び車路その他これらに類する用途に供する建築物の部分</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱は計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。</p> <p>ただし、次の各号の一に該当する建築物はこの限りではない。</p> <p>(1) 道路上に設けられた横断歩道橋又は歩行者デッキと接続する歩行者デッキその他これらに類する用途に供する建築物の部分</p> <p>(2) 道路と接続する歩行者用の通路及び車路その他これらに類する用途に供する建築物の部分</p> <p>(3) 広場2の上部に位置する上屋、ひさしの部分</p> <p>(4) 給排気施設の部分</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱は計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。</p> <p>ただし、次の各号の一に該当する建築物はこの限りではない。</p> <p>(1) 歩行者連絡通路2及びその下の部分</p> <p>(2) 道路上に設けられた横断歩道橋又は歩行者デッキと接続する歩行者デッキその他これらに類する用途に供する建築物の部分</p> <p>(3) 道路と接続する歩行者用の通路及び車路その他これらに類する用途に供する建築物の部分</p> <p>(4) 一般の交通の用に供する身障者用エレベーターの部分</p> <p>(5) 広場の機能に支障のない、広場3の上部に設ける延べ床75㎡以下の放送施設</p>
建築物等の高さの最高限度		219m 建築物の高さはT. P. からの高さによる。	221m 建築物の高さはT. P. からの高さによる。	219m 建築物の高さはT. P. からの高さによる。
建築物等の形態又は意匠の制限		<p>① 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避け、周辺の街並みや自然環境に配慮したものとする。</p> <p>② 屋外広告物は建築物と一体のもの、歩行者空間と調和のとれたものなど、設置位置、形態、規模、デザインなどについて都市景観に配慮したものとする。</p>		
地区の区分	名称	D南街区	H街区	公園街区
	面積	約2.6ha	約2.0ha	約0.8ha
建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる用途の建築物(風俗営業等の規制及び業務の適正	次の各号に掲げる用途の建築物(風俗営業等の規制及び業務の適	次の各号に掲げる用途の建築物以外の建築物は建築してはならない。

地区整備計画  
建築物等に関する事項

<p>建築物等の用途の制限</p>	<p>化等に関する法律第2条第1項第2号から第5号に掲げる風俗営業及び第6項各号に掲げる店舗型風俗特殊営業の用に供するものを除く。)以外の建築物は建築してはならない。          (1) 住宅、寄宿舍、共同住宅その他これらに類するもの          (2) 店舗又は飲食店          (3) 集会場          (4) 診療所          (5) アスレチッククラブ、フィットネスクラブその他これらに類するもの          (6) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもの          (7) 前各号の建築物に附属するもの</p>	<p>正化等に関する法律第2条第1項第2号から第5号に掲げる風俗営業及び第6項各号に掲げる店舗型風俗特殊営業の用に供するものを除く。)以外の建築物は建築してはならない。          (1) 住宅、寄宿舍、共同住宅その他これらに類するもの          (2) 店舗又は飲食店          (3) 集会場          (4) 診療所          (5) アスレチッククラブ、フィットネスクラブその他これらに類するもの          (6) 保育所、託児所その他これらに類するもの          (7) 学習塾、華道教室その他これらに類するもの          (8) 横須賀線トンネルの換気施設及びそれに併設する事務所          (9) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもの          (10) 前各号の建築物に附属するもの</p>	<p>(1) あずまや、公衆便所その他これらに類する公園施設          (2) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもの</p>
<p>建築物の容積率の最高限度</p>	<p>10分の60          ただし、10分の50以上を住宅、寄宿舍、共同住宅その他これらに類するものとする。</p>	<p>10分の60          ただし横須賀線トンネルの換気施設敷地以外の敷地については、10分の50以上を住宅、寄宿舍、共同住宅その他これらに類するものとする。</p>	<p>—</p>

地区整備計画  
建築物等に関する事項

建築物の敷地面積の最低限度		5,000㎡ ただし巡查派出所、公衆電話所その他これらに類するものの敷地及び土地区画整理事業により換地された土地について所有権その他の権利に基づきその全部を一の敷地で利用する場合についてはこの限りでない。		—
壁面の位置の制限		<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱は計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。 ただし、次の各号の一に該当する建築物はこの限りではない。</p> <p>(1) 歩行者通路3の下の部分 (2) 道路上に設けられた横断歩道橋又は歩行者デッキと接続する歩行者デッキその他これらに類する用途に供する建築物の部分 (3) 地下車路、地下駐車場の用途に供する建築物の部分</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱は計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。 ただし、次の各号の一に該当する建築物はこの限りではない。</p> <p>(1) 歩行者通路4の下の部分 (2) 道路上に設けられた横断歩道橋又は歩行者デッキと接続する歩行者デッキその他これらに類する用途に供する建築物の部分 (3) 歩行者デッキ上に設けられた歩行者の安全性を確保するために必要な上屋、ひさしの部分 (4) 横須賀線トンネルの換気施設</p>	—
建築物等の高さの最高限度		170m 建築物の高さはT. P. からの高さによる。	193m 建築物の高さはT. P. からの高さによる。	—
建築物等の形態又は意匠の制限		<p>①建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避け、周辺の街並みや自然環境に配慮したものとする。 ②屋外広告物は建築物と一体のもの、歩行者空間と調和のとれたものなど、設置位置、形態、規模、デザインなどについて都市景観に配慮したものとする。</p>		
地区の区分	名称	D北1街区	D北2街区	D北3街区
	面積	約2.6ha	約1.4ha	約0.7ha

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第4号に掲げる風俗営業及び第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物は建築してはならない。</p> <p>なお、街区内の建築物の地下2階から地上3階までの容積対象延べ面積の3分の2以上は、次の各号に掲げる用途に供するものとする。</p> <p>(1) 集会場その他これに類するもの  (2) 専修学校、各種学校  (3) 学習塾、華道教室その他これらに類するもの  (4) アトリエ、工房  (5) 展示場その他これに類するもの  (6) アスレチッククラブ、フィットネスクラブその他これらに類するもの  (7) ホテル、旅館  (8) 店舗、飲食店その他これらに類するもの  (9) 上記以外の文化・交流施設のうち、不特定多数の利用に供するもので、特定行政庁が認めるもの</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第4号に掲げる風俗営業及び第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物は建築してはならない。</p> <p>なお、街区内の建築物の地下2階から地上3階までの容積対象延べ面積の3分の2以上は、次の各号に掲げる用途に供するものとする。</p> <p>(1) 集会場その他これに類するもの  (2) 専修学校、各種学校  (3) 学習塾、華道教室その他これらに類するもの  (4) アトリエ、工房  (5) 展示場その他これに類するもの  (6) アスレチッククラブ、フィットネスクラブその他これらに類するもの  (7) ホテル、旅館  (8) 店舗、飲食店その他これらに類するもの  (9) 上記以外の文化・交流施設のうち、不特定多数の利用に供するもので、特定行政庁が認めるもの</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第4号に掲げる風俗営業及び第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物は建築してはならない。</p> <p>なお、街区内の建築物の地下2階から地上3階までの容積対象延べ面積の3分の2以上は、次の各号に掲げる用途に供するものとする。</p> <p>(1) 集会場その他これに類するもの  (2) 美術館、図書館その他これらに類するもの  (3) 店舗、飲食店その他これらに類するもの  (4) 体育館その他これに類するもの  (5) 展示場その他これに類するもの</p>
		建築物の容積率の最高限度	10分の90 ただし、10分の24以上を建築物等の用途の制限の各号に掲げる用途の制	10分の90 ただし、10分の22以上を建築物等の用途の制限の各号に掲げる用途に	10分の84 ただし、10分の14以上を建築物等の用途の制限の各号に掲げる用途に供する

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の容積率の最高限度	限の各号に掲げる用途に供するものとする。	供するものとする。	ものとする。	
		建築物の敷地面積の最低限度	D北街区全体の容積対象延べ面積の25%以上を文化・交流施設の用途とする。			
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱は計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。</p> <p>ただし、次の各号の一に該当する建築物はこの限りではない。</p> <p>(1) 歩行者通路2の下の部分</p> <p>(2) 道路上に設けられた横断歩道橋又は歩行者デッキと接続する歩行者デッキ</p> <p>(3) 広場4及び歩行者連絡通路4の上部に位置する歩行者デッキ、その他これに類する用途に供する建築物の部分</p> <p>(4) 歩行者デッキ及び広場4上に設けられた歩行者の安全性を確保するために必要な上屋、ひさし等の附属施設の部分</p> <p>(5) 一般の交通の用に供する身障者用エレベーターの部分</p> <p>(6) 給排気施設の部分</p> <p>(7) あずまや等歩行者の利便に供する施設の部分</p> <p>(8) 建物の出入口の上部に位置するひさしの部分</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱は計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。</p> <p>ただし、次の各号の一に該当する建築物はこの限りではない。</p> <p>(1) 歩行者通路2の下の部分</p> <p>(2) 道路上に設けられた横断歩道橋と接続する歩行者デッキ</p> <p>(3) 広場4及び歩行者連絡通路4の上部に位置する歩行者デッキ、その他これに類する用途に供する建築物の部分</p> <p>(4) 一般の交通の用に供する身障者用エレベーターの部分</p> <p>(5) 歩行者デッキ及び広場4上に設けられた歩行者の安全性を確保するために必要な上屋、ひさし等の附属施設の部分</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱は計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。</p> <p>ただし、次の各号の一に該当する建築物はこの限りではない。</p> <p>(1) 地下車路の部分</p> <p>(2) あずまや、公衆便所等歩行者の利便に供する施設の部分</p> <p>(3) 給排気施設の部分</p>	

地区整備計画

建築物等に関する事項

建築物等の高さの最高限度		184m 建築物の高さはT. P. からの高さによる。	140m 建築物の高さはT. P. からの高さによる。	140m 建築物の高さはT. P. からの高さによる。
建築物等の形態又は意匠の制限		①建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避け、周辺の街並みや自然環境に配慮したものとする。 ②屋外広告物は建築物と一体のもの、歩行者空間と調和のとれたものなど、設置位置、形態、規模、デザインなどについて都市景観に配慮したものとする。		
地区の区分	名 称	E 街区	I - 1 街区	I - 2 街区
	面 積	約 1.6 ha	約 1.2 ha	約 1.6 ha この内、居住機能を導入する敷地（住宅ゾーン：配置は計画図 1 表示のとおり。）の面積は、約 0.14 ha
建築物等の用途の制限		<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 2 号から第 4 号に掲げる風俗営業及び第 6 項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物は建築してはならない。</p> <p>なお、街区内の建築物の地下 2 階から地上 3 階までの容積対象延べ面積の 3 分の 2 以上は、次の各号に掲げる用途に供するものとする。</p> <p>(1) 美術館、図書館その他これらに類するもの</p> <p>(2) 劇場、映画館、演芸場、観覧場</p> <p>(3) 集会場その他これに類するもの</p> <p>(4) 専修学校、各種学校</p> <p>(5) 学習塾、華道教室その他これらに類するもの</p>		

地区整備計画

建築物等に関する事項

<p>建築物等の用途の制限</p>	<p>(6) アトリエ、工房                  (7) 展示場その他これに類するもの                  (8) アスレチッククラブ、フィットネスクラブその他これらに類するもの                  (9) ホテル、旅館                  (10) 店舗、飲食店その他これらに類するもの                  (11) 上記以外の文化・交流施設のうち、不特定多数の利用に供するもので、特定行政庁が認めるもの</p>		
<p>建築物の容積率の最高限度</p>	<p>10分の90                  ただし、10分の22以上を建築物の用途の制限の各号に掲げる用途に供するものとする。</p>	<p>10分の90</p>	<p>10分の90                  ただし、住宅ゾーンの建築物の容積率の最高限度は、10分の70とする。</p>
<p>建築物の敷地面積の最低限度</p>	<p>3,000㎡</p>	<p>3,000㎡                  ただし、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するものの敷地及び土地区画整理事業により換地された土地について所有権その他の権利に基づきその全部を一の敷地で利用する場合、並びに、小規模地権者の従前権利を確保する観点から、他の地権者の換地された土地の一部と共同で一体的に利用する場合についてはこの限りでない。</p>	
<p>壁面の位置の制限</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱は計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。                  ただし、次の各号の一に該当する建築物はこの限りではない。                  (1) 道路上に設けられた横断歩道橋又は歩行者デッキと接続する歩行者デッキその他これら</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱は計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。                  ただし、次の各号の一に該当する建築物はこの限りではない。                  (1) 壁面の位置の制限2-2については歩行者通路5の下の部分                  (2) 壁面の位置の制限7-4については歩行者通路5                  (3) 道路上に設けられた横断歩道橋又は歩行者デッキと接続する歩行者デッキその他これらに類する用途に供する建築物の部分</p>	

地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	に類する用途に供する建築物の部分 (2) 建築物の出入口の上部に位置するひさしの部分	(4) 歩行者デッキ上及び地表部に設けられた歩行者の安全性を確保するために必要な上屋、ひさしの部分、落下防止柵等 (5) 交通広場に接続する公共公益上必要な階段、エスカレーター	
		建築物等の高さの最高限度	180m 建築物の高さはT. P. からの高さによる。	130m 建築物の高さはT. P. からの高さによる。	140m 建築物の高さはT. P. からの高さによる。
		建築物等の形態又は意匠の制限	①建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は原色を避け、周辺の街並みや自然環境に配慮したものとする。 ②屋外広告物は建築物と一体のもの、歩行者空間と調和のとれたものなど、配置位置、形態、規模、デザインなどについて都市景観に配慮したものとする。		

建築物の容積率の最高限度及び建築物等の用途の制限に係る部分については、次の部分を床面積に算入しない。

- 1 当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）の5分の1を限度として自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留または駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分
- 2 共同住宅の共用の廊下または階段の用に供する部分
- 3 建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1m以下にあるものの住宅の用途に供する部分（共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を除く。）の床面積（当該床面積が当該建築物の住宅の用途に供する部分の3分の1を超える場合においては、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1）

「地区計画の区域、再開発等促進区の区域、地区整備計画の区域、地区の区分、主要な公共施設の配置、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理由：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴い、地区計画を変更する。



地区整備計画

建築物等の用途の制限

地区の区分	名称	D北1街区	D北2街区	D北3街区	D北1街区	D北2街区	D北3街区	
	建築物等の用途の制限	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号から第7号に掲げる風俗営業及び第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物は建築してはならない。</p> <p>(1)～ (9) (略)</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号から第7号に掲げる風俗営業及び第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物は建築してはならない。</p> <p>(1)～ (9) (略)</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号から第7号に掲げる風俗営業及び第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物は建築してはならない。</p> <p>(1)～ (5) (略)</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第4号に掲げる風俗営業及び第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物は建築してはならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第4号に掲げる風俗営業及び第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物は建築してはならない。</p> <p>(1)～ (9) (略)</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第4号に掲げる風俗営業及び第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物は建築してはならない。</p> <p>(1)～ (5) (略)</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴う変更</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	名称	E街区	I-1街区	I-2街区	E街区	I-1街区	I-2街区	
		建築物等の用途の制限	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号から第7号に掲げる風俗営業及び第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物は建築してはならない。</p> <p>(1)～ (11) (略)</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号から第7号に掲げる風俗営業及び第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物は建築してはならない。</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第4号に掲げる風俗営業及び第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物は建築してはならない。</p> <p>(1)～ (11) (略)</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第4号に掲げる風俗営業及び第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物は建築してはならない。</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴う変更</p>			